

(様式 1-3)

## 浪江町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-2
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)		浪江町
総交付対象事業費		4,835,483 (千円)	全体事業費		<del>6,132,130</del> (千円) 4,892,783 (千円)
事業概要					
<p>平成 23 年 3 月 1 日に発生した東日本大震災による大津波により甚大な被害を受けた地域 (北幾世橋、北棚塩、南棚塩、請戸、中浜、両竹) の住民の住環境の整備およびコミュニティの維持を図るため、安全な地区への集団移転を実施する。</p> <p><b>【移転先整備概要】</b></p> <p>(1) 幾世橋 (来福寺地区) 分譲区画 7 区画 (7 名入居意向確認済み)</p> <p>(2) 請戸 (大平山地区) 分譲区画 16 区画 (16 名入居意向確認済み)</p> <p><b>【計画での位置づけ】</b></p> <p>浪江町復興計画【第一次】施策編</p> <p>6. ふるさとを再生していくために必要な取組み</p> <p>4) 津波被災地の復旧・復興 ②津波被災者の居住・移転先について (2) 住環境の整備について</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 10 月 20 日)</p> <p>他事業の完了に伴い、都市防災総合推進事業 (津波シミュレーション等の計画策定)、防災集団移転促進事業 (計画策定費)、請戸共同墓地整備事業、津波被災情報等基盤整備事業、道路事業 (大平山-幾世橋)、道路事業 (北幾世橋-幾世橋) から合わせて事業費 57,300 千円 (国費 50,137 千円) を流用。</p> <p>第 19 回申請事業費 132,925 千円 (国費 116,309 千円) の一部に充当。</p> <p>流用後交付対象事業費 4,892,783 千円 (国費 4,281,184 千円)。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 27 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>移転元用地買収、実施設計 (来福寺地区)、移転先団地用地買収 (来福寺地区)</li></ul> <p>&lt;平成 28 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>移転元用地買収、団地造成 (来福寺地区)、実施設計 (大平山地区)</li></ul> <p>&lt;平成 29 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>移転元用地買収、団地造成 (来福寺地区)、移転先団地用地買収 (大平山地区)</li></ul> <p>&lt;平成 30 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>移転元地買収、団地造成 (大平山地区)</li></ul> <p>&lt;令和元年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>移転元地買収、団地造成 (大平山地区)</li></ul> <p>&lt;令和 2 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>集会所建築 (大平山地区)</li></ul>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>津波により甚大な被害を受けた沿岸部については、平成 25 年 12 月に災害危険区域の指定をして住民の居住を制限した。そのため、町内に帰還を望む方の移転先住宅地における団地等の整備が必要となる。</p> <p>&lt;東日本大震災による本町の被害について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>東日本大震災による人的被害 死者 182 名 (うち特例死亡 32 名)</li><li>津波による物的被害 全壊 651 戸 (流失 586 戸 地震 65 戸)</li><li>津波浸水面積 約 600ha (国土地理院 平成 23 年 4 月 18 日発表分)</li></ul>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

## 浪江町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
交付団体	浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)		
総交付対象事業費	2,142,449 (千円)	全体事業費		<del>2,267,664</del> (千円)	2,175,341 (千円)
事業概要					
<p>東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた本町の主な産業のひとつである水産業の基盤再生に不可欠な施設、機材、設備及び環境周辺を整備し、水産物の安定供給、流通及び経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。</p> <p>●本事業で整備予定の各種施設工事及び設備整備は以下のとおりである。</p> <p>① 荷捌き施設 (事務所を含む) ② 海水ポンプ施設 ③ 貯氷・冷凍庫施設 ④ 上架施設 ⑤ 漁具倉庫</p> <p>上記施設のうち、①～④については先行して整備中。今回 (第 25 回)、⑤漁具倉庫の整備工事を実施する。</p> <p>●当該事業の復興計画等の位置づけ</p> <p>① 「浪江町復興計画【第一次】」の P150 ④請戸漁港及び関連施設の復旧工事が完了し、漁業が再開できる環境を整備する。 ② 「浪江町復興計画【第二次】」の P43 施策 6 農林漁業の再興 (2) 水産業再生のためのインフラ整備及び漁業再開する。</p> <p>&lt;事業間流用による経費の変更&gt; 令和元年 10 月 7 日 C-7-2 請戸地区水産加工団地整備事業の事業進捗に伴い執行残が生じていることから、当該事業から事業費 32,892 千円 (国費 : [H29 年度当初予算] 24,669 千円) を本事業へ流用。 これにより、交付対象事業費は 2,142,449 千円 (国費 : 1,606,836 千円) から 2,175,341 千円 (国費 : 1,631,505 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 29 年度&gt; 共同利用施設の実施設設計及び一部工事を実施。</p> <p>&lt;平成 30 年度&gt; 共同利用施設の実施設設計。 荷捌き施設、海水ポンプ施設、貯氷・冷凍庫施設、上架施設の整備工事実施。</p> <p>&lt;平成 31 (令和元) 年度&gt; 荷捌き施設、海水ポンプ施設、貯氷・冷凍庫施設、上架施設、漁具倉庫の整備工事実施。</p> <p>&lt;令和 2 年度&gt; 漁具倉庫の整備工事実施。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、本町沿岸部において津波により甚大な被害を受け、請戸漁港でも、漁業に関連した荷					

捌き施設などほとんどの施設が流失、全壊の被害を受けている。

沿岸部に住んでいた多くの漁業者や水産加工業者は、自宅や加工施設等を津波で流され、船や漁具、それを収める倉庫なども失った。さらに、原発事故の影響による長期の避難生活を余儀なくされ、沿岸で水産物の安全性などの問題もあり、将来の本格的な操業、水産業全体の再開や生計の見通しに多くの不安が残っている。

このように復旧が困難な状況下で、水産業は町の主要な産業であるため、早期に荷捌き施設等の水産業インフラ整備を実施し、水産業の復旧・復興を促進させるために、本事業を実施する。

#### 関連する災害復旧事業の概要

請戸漁港では、県事業として漁港施設災害復旧事業を平成25年度当初から着手し、現在関連施設等の復旧工事が進捗中である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

#### 関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

#### 基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

## 浪江町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	泉田川ふ化施設等復興整備事業	事業番号	◆C-7-1-4
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	68,175(千円)	全体事業費		<del>129,033</del> (千円)	68,175(千円)
事業概要					
<p>浪江町中央部を東西に流れる泉田川では、浪江町の水産業の一つとして国内有数の鮭稚魚の放流(1,500~1700万尾)及び捕獲(5万匹)事業を実施してきた。また直売所による販売、(鮭のつかみどり)鮭まつり、観光食堂、沿岸漁業への貢献、サケ有効利用調査などによる地域経済及び地域活性化としての役割を果たしていた。</p> <p>しかし、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けるとともに、その後の原子力災害により浪江町全域が警戒区域に指定され、放流事業を再開できないことから、4年で回帰する鮭の遡上数が激減している。そのため、平成33年の春の稚魚放流事業の再開を目指し、泉田川鮭ふ化施設の整備のための土木測量及び基本設計を実施する。</p> <p>&lt;予定整備施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 築</li><li>・ 取水井戸</li><li>・ 集水井戸</li><li>・ 倉庫、飼料庫</li><li>・ 稚魚飼育池</li><li>・ 捕獲池</li><li>・ ふ化設備</li><li>・ 仔魚管理設備</li><li>・ 魚道</li><li>・ 販売店舗兼事務所</li><li>・ 親魚蓄養池</li><li>・ 採卵ふ化室</li><li>・ 捕獲作業員室</li><li>・ 研修室</li></ul>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成29年度&gt;</p> <p>基本計画(事前協議:基本構想、開発行為、河川占用協議等を含む)</p> <p>&lt;平成30年度&gt;</p> <p>泉田川鮭ふ化施設等復興整備事業のための土木測量及び基本設計の実施</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により当該施設は甚大な被害を受けるとともに、その後の原子力災害により放流事業が再開できず、今後の遡上数の大幅な減少が見込まれており、事業再開に向け一刻も早い整備が必要である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-7-1
事業名	水産業共同利用施設復興整備事業
交付団体	浪江町
基幹事業との関連性	
<p>浪江町の水産業復興の取り組みについては、浪江町復興計画に基づき進められているが、平成29年3月31日の帰還困難区域を除く避難指示解除を踏まえ、同計画は平成29年3月に改訂され、ふ化場の集約ややな場整備を実施し、効率的な作業ができるよう環境整備する旨が盛り込まれたところであり、本事業は浪江町の水産業復興のためのものであると位置づけられる。</p> <p>基幹事業では、漁業関係者が利用する請戸漁港に荷捌き施設等の水産業共同利用施設のハード整備を図るものである。当該効果促進事業では、震災前に共同利用施設を利用していた漁業者により沿岸漁業で水揚げされていた鮭に関して、ふ化場等施設で稚魚生産や放流事業を再開することにより、鮭漁業資源増大につながり、水揚げ増加が図られ、かつ、当該施設等での雇用や漁業者の所得向上が促進されるよう、震災前と同様なやな場及びふ化場等整備が必要不可欠である。両事業で整備される関連施設は、浪江町復興計画に基づく水産業復興のためのものであるから、本事業と基幹事業との関連性は認められる。</p>	

(様式 1-3)

## 浪江町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	請戸地区水産加工団地整備事業	事業番号	C-7-2
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	民間団体(直接)		
総交付対象事業費	1,440,882(千円)	全体事業費	<del>1,408,911</del> (千円) 1,373,029(千円)		

### 事業概要

#### ●請戸地区水産加工団地整備事業

津波により壊滅的な被害を受け、原発事故の影響により帰還することができない現状下で、今後の住民帰還後の浪江町復興のためには、これまで請戸地区の地域産業をけん引してきた水産業の一体的再生に資する水産加工流通業の復旧が急務である。町として、請戸漁港後背地に加工流通拠点となる水産加工団地の造成整備事業を進めており、平成32年度に完了予定としている。

水産加工団地は、用地面積約3.8ha、水産加工業者数社程度を想定しており、本事業は、水産加工施設に対して、「C-7 水産共同施設復興整備事業(水産加工流通業復興タイプ)」で、整備支援を実施する。

東日本大震災における被害総額 1,441,777千円

#### ●当該事業の復興計画等の位置づけ

##### ①<浪江町復興まちづくり計画>

##### Ⅲ まちづくり方針

##### (10) 津波被災地の復興

##### ③津波被災地地域の土地利用

雇用創出エリアの整備、請戸漁港後背地の水産業施設用地の確保

##### ②<浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業報告>

水産加工流通業者の再開、加工施設や直売店等設置による販路の確保や雇用創出

##### ③<請戸地区水産加工団地整備計画>

水産加工団地に係る整備計画全般 水産加工団地予定地の位置及び面積等の提示

##### ④<浪江町復興計画【第二次】> 施策6 農林漁業の再興 (2) 水産業再生のためのインフラ整備及び漁業再開

#### <事業間流用による経費の変更> 平成30年10月10日

◆C-7-1-1 水産業共同利用施設復興整備事業(効果促進事業)及び ◆C-7-1-2 請戸地区水産加工団地整備等計画策定事業の事業完了に伴い、2事業から残事業費118千円(国費:[H23 繰越予算]27千円、[H27 当初予算54千円])を本事業へ流用。

これにより、交付対象事業費は1,440,882千円(国費:990,606千円)から1,441,000千円(国費:990,687千円)に増額。

#### <事業間流用による経費の変更> 令和元年5月7日

事業進捗に伴い執行残が生じたことから、◆C-7-1-5 水産業共同利用施設備品整備事業へ32,089千円(国費:H29年度当初予算22,061千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は1,441,000千円(国費:990,687千円)から1,408,911千円(国費:968,626千円)

に減額。

<事業間流用による経費の変更> 令和元年10月7日

事業進捗に伴い執行残が生じたことから、C-7-1 水産業協同利用施設復興整備事業へ 35,882 千円(国費：H29 年度当初予算 24,669 千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は 1,408,911 千円(国費：968,626 千円)から 1,373,029 千円(国費：943,957 千円)に減額。

**当面の事業概要**

平成 30 年度 公募、事業者決定、公表

平成 30 年度～32 年度 水産加工施設建設工事着工【復興交付金】

**東日本大震災の被害との関係**

町内の仲買業者事業所や水産加工流通施設等の多くが請戸地区に立地していたため、津波により水産加工関連施設の大部分が被災した。さらに、原発事故により長期の避難生活や、沿岸で獲れた水産物の安全性などの問題があり、本格的な操業ができず、将来の事業の見通しに多くの不安が残っている。

震災前の水産加工業は、多くの地域住民の雇用を確保し、請戸漁港で水揚げされた水産物を原材料とし、その加工品を製造・販売するなど、当地域に重要な産業の一つであった。町の主要な水産業が、このような状況下で復旧できず、衰退する事態が危惧される。

町として、早期に水産業インフラ整備等の支援策を講じる必要があると考えている。このため、町は請戸漁港で水揚可能となる荷捌き施設等の水産業基盤整備を進めている。今回、水産業の一体的な再開や復旧を促進するために本事業による水産加工施設整備支援を実施する。震災後の状況下で、本事業は、水産業全体の再生に向け、大きく寄与するものである。

**関連する災害復旧事業の概要**

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号

事業名

交付団体

**基幹事業との関連性**

(様式 1 - 3)

浪江町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	19	事業名	浪江町合併浄化槽設置整備事業	事業番号	E-1-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)		浪江町 (直接)
総交付対象事業費		15,142 (千円) 29,758 (千円)	全体事業費		15,142 (千円) 29,758 (千円)
事業概要					
<p>■東日本大震災に伴う地震・津波被害者に対する住宅等再建支援</p> <p>津波被害により住宅等の被害を受け、災害危険区域外に移転する者、また、災害危険区域外において、地震・津波被害を受け、住宅等を再建する者に対し、住宅等の再建を支援するため、汚水を処理するための浄化槽の設置費用の一部を補助する。</p> <p>設置想定</p> <p>災害危険区域から事業区域内への移転者、及び、それ以外の地区で津波・地震被害を受け、事業区域内で自宅再建を希望する世帯 75世帯</p> <p>※ 事業区域は、浪江町内のうち、移転が必要な災害危険区域、居住が制限されている帰還困難区域、及び、公共下水道整備区域以外の区域とする。</p> <p>【今回申請内容】</p> <p>浄化槽整備補助事業費 全体事業費 29,758 千円 (うち今回申請分事業費 14,616 千円)</p> <p>【計画での位置づけ】</p> <p>浪江町復興計画【第二次】</p> <p>施策 2 インフラ復旧・整備と主要交通網の確保 &lt;P34&gt;</p> <p>(1) インフラの復旧 上下水道の復旧</p> <p>施策 3 住まいの再建とまちづくりの推進 &lt;P37&gt;</p> <p>(2) 住まいの再建 住まいの整備・確保</p>					
当面の事業概要					
<平成 30 年～R2 年度>					
・ 浄化槽設置者への補助事業の実施					
東日本大震災の被害との関係					
津波及び地震被害を受けた者の住宅再建支援として補助が必要である。					
<東日本大震災による本町の被害について>					
・ 人的被害 : 死者 182 名 (うち特例死亡 31 名)、震災関連死 412 名					
・ 家屋被害 : 平成 25 年 3 月まで目視による判定、全壊 651 戸 (流失 586、地震 65)					
※H25 年 7 月より「り災証明書」申請による判定を開始 (追加分)					
H29.9 末現在 全壊 218 棟、大規模半壊 268 棟、半壊 3,212、半壊に至らない 296 棟、計 3,994 棟					
津波浸水面積 約 600ha (国土地理院 平成 23 年 4 月 18 日発表分)					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					